

会員資格規程

第1章 目的

第1条 本規程は本協会に入会を希望する者の取り扱いに関する事項を規定する。

第2章 協会の資格

第2条 協会の資格は次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

1) この法人の目的に賛同して入会した建造物解体工事を行う法人又は個人で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集運搬の許可を受けている者及び解体工事施工に機材、資材、を提供する法人又は個人で理事会の承認を受けた者。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に揚げる者は、協会員になることが出来ない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第3章 入会

第3条 入会を希望する者は定款第6条第1項の規定の資格要件を備え、かつ、第7条の規定による入会申込書に会員2名の推薦を受けなければならない。

第4条 入会資格審査は、理事会において行う。

第5条 推薦をする会員は、入会を希望する者が別に定める入会資格要件を満たしていることを確認しなければならない。

第6条 推薦をすることのできる会員の資格は次の各号を満たしている者とする。ただし、この規定は、設立後3年以内は適用しないものとする。

- 1) 入会后3年以上経過している会員

第7条 会員となるときは、本協会の総会並びに会議等へ出席する主たる者を定めなければならない。主たる者は会員の代表者又は代表者が委任した者とする。代表者

が委任した者が出席する場合は、委任状を本協会あてに提出するものとする。また、委任した者に変更が生じた場合は、7日以内に会長に届けなければならない。

第4章 会費の納入

第8条 入会を承認された者は社員となり1ヶ月以内に会費の納入をしなければならない。

第9条 会員は、入会に際して入会金を納入し、毎年定められた会費を所定の期日までに納入しなければならない。会費は次のとおりとする。

1. 入会金 金 30,000円
2. 年会費 金 120,000円
3. 特別会費 別に定めるものとする

第10条 第9条に定める年会費は、前期・後期で分割し、毎年6月末、及び12月末までに納入しなければならない。但し、特別会費については別に定めるものとし、この限りではない。

第5章 届 出

第11条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本協会に届け出なければならない。

- 1) 氏名又は名称（法人社員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき。
 - 2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。
2. 第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員に対し、本協会は懲罰を課することができる。この懲罰の種類は理事会が決するものとする。ただし、この場合、本協会はその総会の会日の7日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

第6章 会員の失格

第12条 定款第10条に定める行為があったときは、事務局が実情を調査して理事会に報告する。理事会は報告に基づき、総会に提出する必要を議決する。

第13条 年会費及び会費を所定の期日までに納入しない会員に対しては、事務局長が勧告を行い、勧告に従わない場合は理事会に報告しなければならない。理事会は報告に基づき、総会に提出する必要を議決する。

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 成年被後見人または被保佐人になったとき。

3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
4. 1年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 正会員全員の同意があったとき。
7. 第2条第2項の各号の一に該当するとき。

第15条 会員が第14条の規程によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

細 則

第16条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附 則 この規則は、本協会設立の日より施行する。

第1回改正 平成27年 7月17日 (理事会承認)

第9条 「毎年4月末日」を削除し、「前期・後期で分割し、毎年6月末、及び12月末」を追加。

第2回改正 平成30年 4月20日 (理事会承認)

第2章 「協会の資格」を新設。よって以下の章を繰り下げる。

第2条 「協会の資格は次の各号のいずれかの要件を満たすものとする」を新設。よって以下の条を繰り下げる。

第7条 「この時、委任状を提出するものとする。」を削除し、「代表者が委任した者が出席する場合は、委任状を本協会あてに提出するものとする。」を追加。

第14条 7項「第2条第2項の各号の一に該当するとき。」を追加。

第2回改定 平成30年11月16日 (理事会承認)

名称を「会員資格規程」に変更する。

第3回改定 平成31年4月12日 (理事会承認)

第2条 「1) この法人の目的に賛同して入会した建造物解体工事を行う法人又は個人。2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集運搬の許可を受けている者。3) 解体工事施工に機材、資材、を提供する法人又は個人で理事会の承認を受けた者。」を削除する。

新たに定款と同文の第1項「1) この法人の目的に賛同して入会した建造物解体工事を行う法人又は個人で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集運搬の許可を受けている者及び解体工事施工に機材、資材、を提供

する法人又は個人で理事会の承認を受けた者。」を追加する。

第4回改定 令和元年5月24日（総会承認）

当協会の名称を「一般社団法人栃木県解体工事業協会」に変更する。

以上